

字 削除

字 加入

No.

# 農地法第4条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 八戸市農業委員会長

申請者住所	氏名

下記によって農地を転用したいので農地法第4条の規定によって許可を申請します。

## 1. 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名)			地目		面 積	耕作者氏名	市街化調整区域 その他の区域の別	
大字	字	地番	登記簿	現況				
					m <sup>2</sup>			
計			m <sup>2</sup> (田)		m <sup>2</sup> ・畠		m <sup>2</sup> )	

## 2. 転用計画

(1) 転用の目的	用途	事由の詳細															
(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	令和 年 月 日から 年間																
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日 から年月日まで)			第2期(着工年月日 から年月日まで)			合 計									
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数								
					m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>									
		土地造成							m <sup>2</sup>								
		建築物		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>								
		小計															
		工作物															
		小計															
		計															

## 3. 申請者の営農状況

経 営 面 積						家族人 うち農業従事人
田	畠	採草放牧地	山 林	そ の 他	計	
m <sup>2</sup>						

## 4. 資金調達についての計画(具体的に事業費及びその調達方法、金額を記載すること。)

--

字 削除

字 加入

## 5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等への被害防除施設の概要

## 6. その他参考となるべき事項

都市計画法第 29 条の開発許可及び同法第 43 条の建築許可を要しないものである。

法第 29 条第 号該当

法第 43 条第 1 項第 号該当

都市計画法第 29 条の開発許可を要するものである。

法第 34 条第 号該当

記載注意

(1) 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。

(2) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合などで、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

八農委指令第 号

農地法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

令和 年 月 日

八戸市農業委員会長

印

許可の条件

1. 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2. 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3か月後及びその後 1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

[教 示]

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月内に、八戸市農業委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、八戸市農業委員会を被告として（会長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 意 事 項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずことがあります。